

第5章 指導・介入（Intervention）過程

暴力の脅威（Threat）が行われたときは、それが小さくても学校は無視していけない。疑わしくてもその脅威を深刻に受け止め、捜査し対応しなければならない。明確でしかも厳しい対応が次ぎに掲げる理由から必要である。

- ・第一にそして最も重要な点は、生徒、教師、そして職員の安全を確保するため。（換言すればその脅威を実行させない。）
- ・第二に、生徒、教師、職員に安心感を持たせるため。
- ・第三に、脅威した人物は管理され、将来他人又は自分に危害を加えないよう必要にして適切な処置が行われることを明らかにするため。

この報告書は、特定の生徒又は脅威に対して具体的にどのような指導・介入を行うべきかを勧告するものではない。学校の規律方針や適切な処理の進め方は、学校管理者、カウンセラー職員、精神科医師、その他専門家による協議で決定されるべきである。しかしながら、下記2項目については学校内での論議を深める必要がある。

- ・学校は脅威に対応するための熟慮されたシステムを採用する必要があること。
- ・脅威に対応する過程で、法執行部門の役割りに関するガイドラインを定めること。

学校における脅威管理

脅威に対しては、明確で一貫性がありしかもよく整備されたシステムを持っていることが学校として極めて重要である。もし生徒や職員が、学校の脅威への対応は遅くだらしないと感じたり、あるいは脅威のつど学校管理者がその対応に追い回されて何をしているのか分からないように生徒たちから見られると、安全な環境を維持するための学校の能力に深刻な不信感が芽生えるようになる。更にこのことは学校の教育実施計画の崩壊にも繋がりかねない。

有効な脅威管理システムには、標準化された脅威評価方法と、脅威に対応するための一貫性のある方針が必要である。標準化された手順を決めておけば、学校が脅威の種別や頻度に関するデータベースを構築するのに役立つし、学校としての脅威に関する方針の有効性を評価する際にも役に立つ。脅威は全て学校に報告され捜査され断固として処置されるものと生徒たちが感ずるようになると、脅威に対する対応の一貫性が確立されて次の脅威の発生を遅らせることができる。

以下、脅威管理システムの作成と実施に関する若干のガイドラインを紹介する。

生徒と両親に学校の方針を周知すること。

毎年度の始めに、学校は脅威への対応と指導・介入実施計画に関して公表すること。(転入生については転入のつど。) 学校は生徒に何を期待しているのか説明すること。例えば脅威について知っている生徒は学校当局に通報することが期待されるなど。又、学校は両親たちに対して、万一その子供が何らかの脅威を行えば、直ちに学校は両親と連絡を取り、脅威の内容を評価するのに役立つような情報の提示を求めるなどを明確に知らせること。

脅威評価コーディネータを指名すること。

少なくとも1名、大型学校では数名の職員を、全ての脅威に関して全体を監督し学校としての対応を調整する脅威評価コーディネータに指名すること。指名される人は学校長、その他の管理責任者、学校心理医師、学校警察官(Resource Officer)、あるいはその他の職員メンバーなどである。指名された人が誰であれ、学校は適切な脅威評価訓練プログラムに出席させること。

何らかの脅威があった場合、それを最初に受け取ったか知るに到った者は直ちに指名されたコーディネータに通報すること。学校の方針には、脅威が発生した場合どのように対応するか(脅威が間違いなく発生する場合は学校の緊急対応計画の実施も含めて)をコーディネータが迅速に決定し又は決定に必要な支援ができるよう、コーディネータに必要な権限を与えることを文書で明記しておくこと。

コーディネータの具体的な責任範囲は、学校長及び管理職員の専門的協議に基づいて学校ごとに決定する。その責任範囲には、

- ・脅威を受けた場合に脅威レベルを判定するための最初の評価打ち合わせの開催
- ・脅威者が識別された後、四側面型評価モデルを使用して人物評価の実施・監督
- ・脅威管理システムの作成又は改良
- ・前回の脅威事件の指導・介入進行状況の観察
- ・他職員や外部専門家との連絡設定
- ・学校の脅威対応手順の一貫性と継続性の維持

多元専門家(multi-disciplinary) チーム設定を検討する。

脅威評価コーディネータの指名とともに、脅威評価システムの他の要素として学校は多元専門家チームの設立を決定することも考慮すること。チームは学校職員、あるいは精神衛生専門家を含む他の専門家をメンバーとして選定する。このチームは経験と知識の豊かなグループを形成し、脅威を見直し、外部専門家と協議し、勧告・助言をコーディネータや学校管理者に提供する。

この際、チームメンバーに法執行部門代理者を加えるか又は学校警察官としての彼らと定期的に協議することを強く勧告する。脅威行為は脅威の内容及び各州の法律によっては犯罪行為となり得る。学校内の脅威が全て起訴の対象となるわけではないが、犯罪的

暴力が発生した場合とか、連邦法又は州法の定めによりどのような措置が必要かなどの点に関して、専門家の熟知した助言を学校職員は必要とする。

脅威問題を単に学校外に放り出す事で解決できるものではないと強調したい。脅威した生徒を放校したり停学する事が、慎重な脅威評価や熟慮された一貫性のある指導・介入方針に取って代わることがあってはいけない。懲罰行為そのものでも、脅威の評価又はその生徒の意図を正当に評価する努力が伴わなければ、寧ろ危険性が増大する。例えばその生徒が自分は不公平な又は恣意的な処置を受けたと感ずれば、その生徒は更に怒り暴力行為を繰り返すかもしれない。

法執行部門の役割

大部分の事件について法執行部門を関係させるかどうかの決定はその脅威の深刻さにより、すなわちこれまでに説明した判断基準で低・中・高の何れに該当するかにより決定される。

低レベル：脅威が低レベルと評価された場合は生徒全般の安全への脅威は殆どなく、多くの場合犯罪行為の可能性について法執行部門による捜査を必要としないだろう。
(しかしながら、法執行部門はどのレベルの脅威に関しても情報を求められる事になるだろう。)

低レベルにおける適切な指導・介入としては、少なくとも生徒とその両親との面接が含まれる。その脅威が特定人物に対してなされた場合は、その人物と脅威者との関係及び脅威されるに至った経緯について、その人物も尋ねられるだろう。
対応--懲戒処分及び当該生徒をカウンセリングその他の補導に差し向ける決定--は学校の方針並びに学校管理責任者の判断によって決定されるべきとする。

中レベル：脅威が中レベルと判定されると、多くの場合、その対応には追加の情報取得のために法執行部門その他関連部門との接触が含まれる。(その結果としてこの脅威は低レベル又は高レベルに再分類されることもある。)

中レベルの脅威は、時として（常にそうとは限らないが）刑法犯罪の可能性の面から捜査されることがある。

高レベル：脅威が高レベルと評価されると、ほとんどの場合、学校は所管の法執行部門にただちに通報しなければならない。学校と法執行官との間で事前に決められ演習済みの対応計画が実行に移され、法執行部門は通報を受け、その脅威に対応するために実行されるその後の全ての処置・行為に關係する。

高レベルの脅威は犯罪として訴追される可能性が極めて高い。

脅威の事例

事例#1：低レベルの脅威：

生徒ジョン・ジョーンズは他の生徒に「お前は死んでしまえ」とEメールを送った。

第1ステップ—照会

メールを受けた生徒と両親は、翌朝、学校の脅威評価コーディネータにそのメッセージを知らせた。

第2ステップ—脅威評価—下記の理由で、このEメール脅威は低レベル脅威と評価。

- 1) 脅威は曖昧で間接的表現。「お前は死んでしまえ」
- 2) 脅威は詳細に欠ける。どのようにして脅威を実行するか、動機もしくは意図、脅威が実行される日時と場所。
- 3) 脅威を実行する方法が不明である。

第3ステップ—四側面型評価

- 1) 脅威者は識別されているので、脅威が行われた以前の生徒とその家族を知っている教師から背景情報は入手できた。教師によると、その生徒は多少とも未成熟で、怒りっぽいが、深刻な問題的性向や行動の変化は報告されていなかった。
- 2) その生徒と両親との面接の結果、彼には武器を入手できないことが明らかとなつた。生徒が何らかの準備をした、あるいはその脅威を実行に移す深刻な意図があったことを示す追加情報はなかった。
- 3) 脅威対象の生徒は面接の中で、脅威が実行されることはないと云っていた。
「二人は以前に言い争った事がある。その時彼は頭に来て馬鹿な事を言っていたが、もうおさまっているよ。」

第4ステップ—評価と対応

脅威の評価とその生徒の四側面型モデルによる評価の結果、最終的な評価は低レベル脅威と決定した。法執行部門には事件について情報を知らせたが、学校としての処置は学校の方針に従って学校当局が決定することになった。

事例#2：中レベルの脅威：

中学3年生トム・マーフィーはあるクラス向けにビデオ・テープを作った。そのテープの中で俳優役のある生徒が校庭で、一見したところ実物と思える銃身の長い拳銃で他の生徒たちを射撃した。ビデオテープの中で、その生徒俳優は他の生徒たちに狙いを付けながら、叫び、笑い、いかがわしい事をしゃべった。マーフィーの教師はそのテープを受け取って心配になった。

第1ステップー照会

その教師はテープを脅威評価コーディネータに持参した。コーディネータは次ぎに多元専門家チームの出席可能なメンバーを招集した。

第2ステップー脅威評価ー下記の理由で、このビデオテープに関しては更に情報が得られるまでは中レベルの脅威にすると決定。

- 1) 脅威は具体的であった。発砲する役割を演じたマーフィーとその仲間の生徒は、犠牲者の役割を演ずる生徒に銃口を向けた。しかし、マーフィーとその仲間が本気でその脅威を実行するつもりであったかどうかは不明だ。またビデオ上の武器が本物であったかどうかも不明だ。ビデオ上で聞かれた発言の一部は明らかに脅威的であったが、生徒は全員笑っていたので、彼らが本気だったか冗談だったのかは分からぬ。
- 2) ビデオで使用された拳銃が本物であったかどうか不明だ。
- 3) ビデオテープの台本を見ると、場所と時間に関して脅威者はどのように実行したらよいのか多少とも考えていた。
- 4) これらの詳細を検討した場合、ビデオテープは脅威の深刻な前触れであったのかそれとも冗談であったのかは分からぬ。

第3ステップー四側面型評価

- 1) 脅威評価コーディネータと多元専門家チームメンバーは、ビデオテープに現れた生徒たちについての追加背景情報を収集した。その情報は、この事件以前から生徒たちと家族をよく知っている教師から集められた。
- 2) 生徒と両親は面接を受けた。その結果拳銃は本物ではなかったこと、又生徒たちには本物の拳銃を入手できる機会がないことが分かった。

第4ステップー評価と対応

ビデオテープの評価とビデオをまとめた中学3年生の人物評価の結果、この脅威は低レベルに再分類された。法執行部門は捜査を行ったが、学校管理上の処置は学校の判断に任された。

事例#3：高レベルの脅威：

ある高校の校長は午前 7:30 に匿名の電話を受けた。相手 は「今日の正午、体育館でパイプ爆弾が爆発するように設定してある。その爆弾は俺 が上級生のロッカーの中においた。心配ご無用、それは俺のロッカーではないからな。そこに置いたわけは俺が座る場所からよく見えるからさ。誰かがそれをチェックしにいったら、直ぐわかる。」

第1ステップー法執行部門の即時指導・介入と緊急対応

学校長は、学校の緊急対応計画の規定に従って、地元警察の指定連絡官に電話をかけた。緊急計画は発動された。

第2ステップ--脅威評価--下記の理由で、この匿名脅威は高レベル脅威と決定した。

- 1) この脅威は直接的で且つ具体的である。相手は使用する武器と攻撃する場所、並びに脅威が実行される時間を具体的に明らかにした。
- 2) 脅威内容から考えて、相手は脅威を実行するための具体的なステップを踏んでいる。すなわち彼は、誰かがチェックするかどうかを見極めるために、ロッカーを自分の監視下に置いた。
- 3) 脅威者の身元は明らかでない。彼の意図、知識、並びにパイプ爆弾を作る技術をどこから得たのか不明である。

第3ステップ--四側面型評価--脅威者の身元不明のため、四側面型評価は実施できない。

第4ステップ--評価と対応

その具体的な内容と尤もらしい話しぶりから、この脅威は生徒たちと職員に深刻な危険を及ぼすもので、法執行部門の即時の指導・介入が必要との理由により、高レベルの脅威と決定した。

後日その身元が明らかになった場合、脅威者は刑事犯として訴追を受けるであろう。